

平成24年12月20日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官

平成●●年（〇〇）第●●号損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）

口頭弁論終結の日 平成24年11月27日

判 決

控訴人 亡X相続財産

被控訴人 国

判 決

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、国家公務員である東京国税局の職員により行われた亡X（以下「亡X」という。）の住居における国税徴収法142条に基づく搜索が、同搜索前に、国税通則法105条に違反する違法な滞納処分によって財産を喪失する損害を受けているという違法状態が除去されず、亡Xの損害が賠償されない状態で、さらに上記滞納処分を続行するために行われたものであり、違法であるとして、亡Xが、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、財産的損害及び慰謝料の一部として10万円の支払を求める事案である。

原審は、亡Xの請求を棄却した。

そこで、亡Xは、これを不服として控訴したが、控訴提起後死亡し、相続人のあることが明らかでないことから、亡Xを被相続人とする相続財産の管理人が選任され、控訴人が訴訟手続を受継している。

2 前提となる事実

原判決の「第2 事案の概要」1（2頁1行目から21行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、「原告」とあるのを「亡X」と読み替え、2頁5行目の「原告の肩書地」を「千葉県」に改める。

3 争点及び当事者の主張

原判決の「第2 事案の概要」2（2頁23行目から3頁10行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、2頁25行目及び3頁8行目の「原告」を「控訴人」と、その余の「原告」とあるのを「亡X」とそれぞれ読み替える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「第3 当裁判所の判断」（3頁12行目から5頁8行目まで）において説示するとおりであるから、これを引用する。ただし、3頁12行目、4頁18行目、22行目（ただし、最初のもの）及び5頁6行目の「原告」を「控訴人」と、その余の「原告」とあるのを「亡X」とそれぞれ読み替える。

（1）3頁12行目の「上記」から13行目の「とおり」までを「亡Xは、本件搜索前に国税通則法105条に違反する違法な滞納処分によって財産を喪失する損害を受けているところ、本件搜索は、その違法状態が除去されず、亡Xの損害が賠償されない状態で、さらに上記滞納処分を続行するために国家公務員により行われたものであり、国家賠償法の適用のある公務員の不法行為に該当するというもの」に改める。

（2）4頁5行目の「（乙7、弁論の全趣旨）」を「（乙7）及び弁論の全趣旨」

に改める。

(3) 4頁16行目の「照らし」を「抵触し」に改める。

2 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、本件請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官	市村陽典
--------	------

裁判官	團藤丈士
-----	------

裁判官	菅家忠行
-----	------